

市県民税申告のお知らせ〔田主丸〕

オススメ！

◆申告書は郵送で提出できます。会場で長時間待つことなく便利です。

郵送先：久留米市役所 市民税課（〒830-8520 久留米市城南町15-3）

※市県民税申告書は、昨年申告された方へは市から送付されます。市ホームページからも作成・印刷できます。

＜市県民税申告受付のご案内＞

※混雑緩和のため、郵送申告にご協力ください。

- 期間：令和8年2月16日（月）～3月16日（月）（土曜・日曜・祝日を除く）
- 時間：【午前の部】9：00～11：30 【午後の部】13：00～16：00
- 会場：田主丸総合支所 2階

※予約順に申告受付します。

※予約は、当日の8：30から会場で受付を開始します。（電話予約は行っていません。）

※予約状況（満員）により、受付をお断りする場合がございますのでご了承ください。

【市県民税申告が必要な方】

令和8年1月1日現在、久留米市内に住んでいる方で次に該当する方は市県民税の申告が必要です。

- ① 営業、農業、不動産などの収入があった方（所得税確定申告をされる方を除く）
- ② 久留米市国民健康保険に加入している方

※収入がなかった方も、正確な保険料算定のため申告が必要です。

【市県民税申告が不要な方】

- ① 所得税確定申告をされる方
- ② 給与所得のみで、給与支払報告書が勤務先から久留米市に提出されている方
- ③ 公的年金のみの収入で、所得控除の申告をしなくても市県民税が非課税の方
- ④ 市内在住者の扶養で、収入のない方（ただし、金額が記載された所得証明が必要な方は申告してください。）

◆申告に必要なもの◆

- ① 個人番号カード（マイナンバーカード）または個人番号（マイナンバー）及び本人確認書類（運転免許証、資格確認書など）
- ② 申告書（申告会場にも準備しています）
- ③ 令和7年中の所得を証明できるもの
 - ・給与及び年金の源泉徴収票
 - ・農業、営業、不動産所得がある方は「収支内訳書」
（※帳簿や領収書をもとに事前に作成してください）
- ④ 所得控除を証明できるもの
 - ・社会保険料の支払証明書（国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金・社会保険の任意継続）
 - ・生命保険料・地震保険料等の控除証明書、障害者手帳、寄付金控除証明書など
 - ・医療費控除の明細書等（※個人ごと、病院ごとに事前に集計しておいてください）

【問合せ先】

・久留米市役所 市民税課 TEL 0942-30-9008 ・田主丸総合支所 市民福祉課 TEL 0943-72-2112